

川崎市公立保育所等乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する保育園及び保育・子育て総合支援センター（以下「公立保育所等」という。）において実施する児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23号に規定する乳児等通園支援事業について、川崎市保育園条例（昭和28年5月30日条例第32号）、同施行規則（昭和62年3月31日規則第43号。以下「保育園条例施行規則」という。）、川崎市保育・子育て総合支援センター条例（令和元年6月28日条例第12号）、同施行規則（令和元年9月13日規則第28号。以下「センター条例施行規則」という。）、川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年川崎市条例第41号）、川崎市特定乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年川崎市条例第12号）及び川崎市乳児等通園支援事業の認可・運営基準に関する取扱要綱（令和8年5月21日8川保1第182号。以下「市要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 公立保育所等における事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業の利用方式

市要綱第9条第1項に規定する事業の利用方式は、定期的でない柔軟な利用方式（柔軟利用）とする。

(2) 実施日及び実施時間

事業の実施日及び実施時間は、原則として、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）（以下「祝休日」という。）を除いた月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとし、需要や受入体制等を鑑み、こども未来局長が決定する。

(3) 利用時間

子ども一人当たりの利用時間は、月10時間を限度とし、30分単位で利用できることとする。ただし、1回あたりの利用は1時間以上とする。

(事業の利用申請等)

第3条 利用者が特定の公立保育所等において初めて本事業を利用する場合は、こども家庭庁が提供する「こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「総合支援システム」という。）により、利用を希望する公立保育所等の長（以下「園長」という。）宛て初回利用前に利用登録及び初回面談を申し込むものとする。

2 園長は、前項の初回面談の申し込みがあった場合には、原則として対面により面談を実施し、子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握し記録するとともに、事業に係る重要事項を説明するものとする。

3 園長は、総合支援システムにおいて、面談結果及び受入可否を登録するとともに、やむを得ない理由により受入が困難と認めるときは、こども未来局長宛て受入不可に係る承

認を申請するものとする。

4 こども未来局長は、園長から受入不可に係る承認申請があった場合には、法令等に照らし内容を審査し、総合支援システムにより承認又は否認について登録を行うものとする。

5 初回面談を行った保護者が事業を利用しようとするときは、事業の利用を希望する日の60日前（新たに事業を開始する施設にあつては、利用申請を開始する日）から利用事業の利用を希望する日の前々日（土曜、日曜及び祝休日を除く）までに、総合支援システムにより園長宛て申請を行うものとする。ただし、特に緊急を要するとこども未来局長が判断した場合はこの限りではない。

（利用決定）

第4条 利用申請を受けた園長は、事業の利用が適当であると認めたときは、利用の決定を行い、総合支援システムにより保護者に通知するものとする。

（利用登録の取消）

第5条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の利用登録を取り消すことができる。

- (1) 転居等により利用登録している事業所に継続して預けることができなくなったとき。
- (2) 法第6条の3第23号に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により利用したとき。
- (4) やむを得ない理由により当該子どもの保育を継続することが困難であると市長が認めるとき。

（保護者の費用負担）

第6条 保護者の費用負担については、保育園条例施行規則第5条及びセンター条例施行規則第6条に定めるところにより、1時間につき300円を基準とし、別表第1に掲げる区分に該当するものについては、同表の区分に対応する額を減免するものとする。

2 第2条第3号において定められている子ども一人当たりの月当たりの上限時間を超えたときは、別表第2に定める歳児ごとの単価の金額を1時間当たりの超過利用料金として保護者から徴する。なお、上限時間を超えた利用については、乳児等通園支援事業としては扱わない。

3 第1項及び第2項に規定する保護者が負担する金額については、それぞれに利用時間及び上限時間を超えた時間を乗じて算出することとし、利用終了時に保護者から徴収することとする。なお、30分単位の時間については1時間あたりの額の半額として算出する。

（キャンセルの取扱い）

第7条 保護者が第4条に規定する事業の利用決定後、キャンセルしようとするときは、原則として利用当日0時00分までに、総合支援システムによりキャンセルを行うものとする。

2 キャンセルに伴う利用料等の取扱いについては、別表第3に定めるとおりとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(川崎市公立保育所こども誰でも通園制度試行的事業実施要綱の廃止)
- 2 川崎市公立保育所こども誰でも通園制度試行的事業実施要綱（6川こ運管第587号
令和6年7月18日付局長専決）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。ただし、
第6条第1項の改正規定については、令和8年6月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

	1時間当たりの減免額
本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	子ども1人1時間につき 300円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村税を課されていない者	子ども1人1時間につき 200円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が7万7,101円未満である場合	子ども1人1時間につき 200円
要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合	子ども1人1時間につき 200円

別表第2（第6条関係）

当該年度の4月1日時点の歳児	単価
0歳児	一人1時間につき2,000円
1・2歳児	一人1時間につき1,700円

別表第3（第7条関係）

	キャンセルが当日 00:00 以前の場合	キャンセルが当日 00:00 を過ぎた場合 (無断キャンセルを含む)
利用料の有無	発生しない	予約時間に係る全額が発生

利用時間の増減	増減なし	予約時間分を減算
---------	------	----------

- ※1 キャンセルとは、利用者が利用申請の取消の意思を利用施設に通知し、当該利用施設が通知の受領の意思を表示したことをいい、その意思表示をもって利用申請及び利用決定が取り消されたものとする。
- ※2 利用者のキャンセルの理由は問わないこととするが、事業実施者に起因する理由によって利用ができなかった場合には、利用料の請求や利用時間の減算等を行わないこととする。
- ※3 この表に定める利用料については、第8条第1項に定める減免額は適用しない。